

あらし

公益財団法人名古屋まちづくり公社(以下「公社」と表記)は、地域拠点の活性化(金山南ビル、アスナル金山)、土地区画整理事業の促進・支援、歴史的建造物の保存・活用推進、まちづくりに関する調査・研究等を通じて、名古屋のまちづくりに貢献する名古屋市全額出捐の公益財団法人です。

この度、公社が所有する土地を一般競争入札方式により、最低売却価格以上で最も高い価格で入札された方に売却します。

また、**今回の入札は、「郵送方式」で行います。この案内書をよくお読みになり、必ず現地を確認された上でお申し込みください。現地には案内板が掲示してあります。**

申 込 ☞5 ページ参照	令和3年6月1日(火)から令和3年6月28日(月)まで ※必着書留又は簡易書留により郵送してください。 〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 名古屋市役所財政局資産経営戦略室 市有地売払班あて
入札書等の送付 ☞6 ページ参照	令和3年7月中旬頃(開札日の2週間前頃) 入札参加資格の確認後、適格と認めた方に「入札書」等の書類を郵送します。
入札書等の提出 ☞6 ページ参照	入札書等がお手元に届いてから、令和3年7月28日(水)までに書留又は簡易書留により提出してください。 ※必着
開 札 ☞7 ページ参照	令和3年7月30日(金) 午前10時00分 開札会場：名古屋市役所西庁舎12階 西12C会議室
重要事項説明 ☞8 ページ参照	入札後、概ね2週間以内 宅地建物取引業法に基づく重要事項説明を行います。
契約締結期限 ☞8 ページ参照	令和3年9月10日(金)まで 契約及び所有権移転登記は、落札者名義になります。
売買代金納付 ☞8 ページ参照	契約日に全額を一括納付する方法と、手付金を納付後、契約日から原則20日以内に残額を納付する方法があります。
所有権移転・引渡し 所有権移転登記 ☞8 ページ参照	売買代金の全額を納付された時点で所有権を移転し、現況有姿で引渡しをします。 所有権移転登記の手続きは、買受者の費用負担により行っていただきます。

入札説明書

第1 入札に参加される前に

1 この「入札説明書」をよくお読みください。

- (1) 「入札説明書」には、入札日時、入札に参加する手順、落札した場合の契約内容、物件説明書など、入札にあたって必要なことが記載されています。
- (2) 物件説明書（14 ページ～19 ページ）の記載事項は、調査時点における一般的な調査内容を列挙してあるものであり、現時点で変更されている場合があります。申込みをされる方は必ずご自身で現地確認や諸規制の確認を行ってください。また、図面についても現状と異なる場合があります。表記されている施設等についても、これを特定するものではありません。物件説明書の記載事項と現状と差異が生じている場合には現状が優先されます。

2 売払物件はすべて現状引渡しです。

- (1) 売払物件には、当該物件上のすべての工作物（フェンス、アコーディオンゲート、アスファルト、植栽帯、擁壁、給排水施設、舗装、車止めなど）、樹木などを含みます。物件説明書と現状に差異が生じている場合は現状が優先し、契約後の物件引渡しも現状有姿（あるがままのかたち）で行われます。
- (2) 売払物件に越境物がある場合についても、現状のままでの引渡しになります。公社は越境物を解消するための交渉や手続きは行いませんので、相隣関係間で話し合ってください。契約後に越境関係が判明した場合も同様です。越境が目立つもの、明らかに視認できるものは、物件説明書の参考事項欄に記載してあります。（ただし、樹木、草花、簡易に移設できるものの越境については記載していない場合もあります。）
- (3) 売払物件の埋設物調査、地盤調査および土壌調査は行っておりません。
但し、「物件番号：ま2」については、土壌調査を実施済みであり、土壌汚染を含めた現状有姿での引渡しとなります。調査内容など、詳しくは、公社までお問い合わせください。
- (4) 売払物件付近は、戦前より家屋が立ち並ぶ区域のため、瓦等のガラが地中に存在する可能性が高くなっています。建物を建築するにあたり、その土地から通常予測され得る地盤の整備・改良の程度を超える特別の除去工事等を必要とする場合には、「契約の内容に適合しないもの（契約不適合責任）」に当たるものとします。
但し、地中に少量の瓦等のガラや土以外の異物が存在する場合、直ちに「契約の内容に適合しない者（契約不適合責任）」には当たらないものとします。その場合は、その撤去及び処分が必要となった場合は、購入された方がご自身の負担で行ってください。

3 隣接地との境界等については以下の通りです。

- (1) 隣接地との境界標は、原則として設置済みです。
- (2) 境界標の補修や打ち直しは行わず現状のままでの引き渡しになります。

4 入札、売買契約時の地積について

- (1) 入札、売買契約の売買面積は、仮換地地積で行います。

5 建築制限等について、あらかじめご自身で確認してください。

- (1) 売払物件を使用する場合には、都市計画法、建築基準法等の各種法令等の規制を

受けることとなりますので、入札に参加される方の計画に見合った利用の可否について、あらかじめご自身で関係機関に照会するなどして十分確認してください。なお、購入後、開発の工事などを行う際は、各種法令等の規制を遵守し、近隣住民へ配慮してください。

- (2) 各種供給施設（電気・ガス・上下水道等）の各戸への引き込み、空中架線の撤去、接面道路上の電柱・街路樹等の移設及び車両乗り入れ施設の設置、埋蔵文化財包蔵地に該当する場合の発掘調査などの手続き及び費用は購入された方の負担となりますので、詳細については、あらかじめ関係企業者及び関係行政機関にご確認ください。

6 事前に必ず現地を確認してください。

現地見学会は行いませんので、事前に必ず現地を確認してください。現地確認の際は、みだりに隣接地に立ち入ったり、フェンス等の工作物を傷つけたり、違法・迷惑駐車を行うなど、周辺住民にご迷惑になるような行為をなさらないよう、ご配慮をお願いいたします。

7 入札結果は落札金額(任意)及び落札者名等を公表します。

入札結果については入札者数、落札金額(任意)及び落札者名を公社ホームページで公表します。入札結果の公表に同意いただけない方は、入札の参加申込みをすることができませんので、ご注意ください。

8 その他

この入札は、法令、公益財団法人名古屋まちづくり公社の規程、規則等並びにこの入札説明書にもとづいて行います。

入札参加のために提出された書類等に記載された情報は入札事務のみに使用します。

第2 参加者の資格

入札には、個人、法人のどちらでも参加することができます。ただし、次に該当する方は、入札に参加することができません。

- 1 契約を締結する能力を有しない方（被補助者、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている方を除く。）及び破産者で復権を得ない方
- 2 当公社が実施した競争入札又は公開抽選において、次に掲げる事実があった日から2年を経過していない方
 - ① 競争入札又は公開抽選の妨害、又は競争入札における不正の利益を得るための連合
 - ② 競争入札における落札者若しくは公開抽選における当選（当選者の辞退等による繰上当選を含む。以下同じ。）者の契約の締結又は契約の履行の妨害
 - ③ 競争入札における落札後の辞退
 - ④ 公開抽選における当選後の辞退
 - ⑤ 正当な理由に基づかない契約の不履行又は契約の解除
- 3 会社更生法等の適用となる著しい経営不振の状態にある方

4 入札告知の日から落札決定までの間に指名停止の期間中の方

5 次の①から⑥までのいずれかに該当する方

なお、この項に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによります。

「法人等」…法人その他の団体又は個人をいう。

「役員等」…法人にあつては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあつては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあつてはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。

「暴力団」…暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。

「暴力団員等」…暴力団の構成員、及び暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者をいう。

- ① 役員等に、暴力団員等がいる法人等
- ② 暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与している法人等
- ③ 役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしている法人等
- ④ 役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与している法人等
- ⑤ 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している法人等
- ⑥ 役員等又は使用人が前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしている法人等

公社では、暴力団関係事業者の排除措置として、入札参加申込者全員（法人の場合は、法人の役員等全員を含む。）について、愛知県警察本部へ氏名・生年月日・性別・住所・役職名等の情報を提供し、上記「参加者の資格 5」に該当する法人等か否かを照会することとしております。

情報の提供に同意いただけない方は、入札の参加申込をすることができませんので、ご注意ください。

なお、入札参加のために、提出された書類等に記載された個人情報、上記照会を含めた入札関連事務のみに使用し、その他の目的には一切使用しません。

第3 申込

<p>申 込 期 間</p>	<p>令和3年6月1日(火)から令和3年6月28日(月) まで(期間内必着)</p>
<p>提 出 先</p>	<p>〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 名古屋市役所財政局資産経営戦略室 市有地売払班あて ※封筒の表に「入札参加申込書在中」と朱書きしてください。 (40ページ「記載例(封筒)」参照)</p>
<p>必要書類等</p>	<p>① 入札参加申込書 (巻末に綴じこんであります) 法人の場合は必ず代表者印を押印してください。(個人の場合、実印である必要はありません。ただし、シャチハタ印は不可)</p> <p>② 誓約書 (巻末に綴じこんであります)</p> <p>③ 〈個人の場合〉 ・住民票の写し 1通 (コピーのではありません) (個人番号(マイナンバー)の記載のないものをご使用ください)</p> <p>〈法人の場合〉 ・現在事項全部証明書 又は 履歴事項全部証明書 1通 ・法人役員に関する調書 (巻末に綴じこんであります)</p> <p>④ 承諾書 (巻末に綴じこんであります) 「物件番号:ま2」を申し込む場合に必要となります。詳細は、8ページをご覧ください。</p> <p>※住民票の写し、現在事項全部証明書 又は 履歴事項全部証明書は、令和3年5月28日以降発行のもので、連名の場合は連名者全員のもの。</p> <p>※入札参加申込書に使用した印鑑と同一の印鑑を、入札書にも使用していただきます。</p>
<p>注 意 事 項</p>	<p>① 必要書類は、書留又は簡易書留により郵送してください。</p> <p>② 電話での申し込みはできません。</p> <p>③ 記載に不備がある申し込み、期限までに到達しない申し込み及び必要書類が添付されていない申し込みは無効となりますので、お早めに郵送してください。</p> <p>④ 物件ごとに、入札者数、落札者名及び落札金額(任意)を公社ホームページで公表します。入札結果の公表に同意いただけない方は、入札の参加申込みをすることができませんので、ご注意ください。申込みをいただいた方は、入札結果の公表に同意いただいたものとみなします。但し、落札金額の公表については、落札者の同意が得られた場合に限りです。</p> <p>⑤ 役員の交代又は社名変更などを予定している法人の方は、必ず事前にご相談ください。</p> <p>⑥ 提出された書類は一切お返しできませんのでご了承ください。</p>

第4 入札参加者への入札書等の送付

送付書類	<p>入札参加資格の確認後、次の書類を送付します。 書類は、7月中旬（開札日の2週間前頃）頃に送付します。</p> <p>① 入札のご案内 ② 入札参加書（返送用） ③ 開札立会参加書 ④ 入札書</p> <p>※2名以上の連名で申し込みをされた場合は、入札参加書送付先（代表者）に送付します。</p> <p>※万が一書類が届かなかった場合は、公益財団法人 名古屋まちづくり公社 経営企画室（電話052)222-2315）にご連絡ください</p>
------	---

第5 入札書等の提出

入札期間	<p>入札参加書がお手元に届いてから令和3年7月28日(水)まで(必着) ※入札書の書換え、引換え、撤回はできません。</p>
提出先	<p>〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 名古屋市役所財政局資産経営戦略室 市有地売払班あて ※封筒の表に「入札書在中」と朱書きしてください。</p>
必要書類等	<p>① 入札書 ② 入札参加書（返送用） ③ 委任状（代理人による入札の場合） ・入札書に使用する印鑑は、入札参加申込書に使用した印鑑と同一の印鑑としてください。 ④ 承諾書（物件番号：ま2の場合のみ）</p>
注意事項	<p>① 必要書類は、書留又は簡易書留により郵送してください。 ② 入札書の郵送は、「外封筒」と「中封筒」の二重封筒とします。 ③ 入札書は、物件ごとに中封筒に入れて封印してください。 ④ 中封筒の表側には、「入札者名」、「住所又は所在地」及び「物件番号」を記載してください。 ⑤ 外封筒には、中封筒のほか、入札参加書（返送用）及び委任状（代理人が入札する場合のみ）を入れてください。 ⑥ 郵送用の外封筒には、「入札件名（名古屋まちづくり公社所有地売却）」を記載するとともに、「入札書在中」の旨を朱書きしてください。裏側又は表側下部には、「入札者名」、「住所又は所在地」を記載してください。 ⑦ 複数の物件に入札する場合は、物件ごとに中封筒に入れていただく必要がありますが、郵送用の外封筒は1通とし、全てを同封してください。 ⑧ 談合情報が寄せられた場合は、入札を中止することがあります。</p>

第6 入札

- 1 入札は所定の入札書を使用します。入札書は、入札参加者へ公社から郵送します。
- 2 入札書には、ボールペン又は万年筆を使用して明確かつ明瞭に記入し、鮮明に押印してください。鉛筆、シャープペンシルは使用できません。
- 3 脱字又は誤字を加除訂正した場合には、その箇所又は付近に押印してください。なお、金額の訂正はできませんのでご注意ください。
- 4 入札金額は、アラビア数字（算用数字）を使用し、円未満の端数は記入しないでください。
- 5 代理人は、1物件につき複数の入札を代理することはできません。
- 6 前各項に違反する入札及び次のいずれかに該当する入札は無効とします。
 - ① 入札書の書換え、引換え又は撤回による入札
 - ② 入札参加資格のない方のした入札
 - ③ 所定の入札書を使用しない入札
 - ④ 最低売却価格に達しない金額を記載した入札
 - ⑤ 金額を改ざんし、又は訂正した入札
 - ⑥ 記入事項を判読できない入札
 - ⑦ 入札事項の一部又は全部が記入されていない入札
 - ⑧ 一定の金額をもって価格を表示しない入札
 - ⑨ 記名押印のない入札
 - ⑩ 同一物件につき同一の名をもってした2通以上の入札（代理人によるものも含む。）
 - ⑪ 委任状を提出していない代理人のした入札
 - ⑫ 入札参加申込書に押印したものと異なる印を使用した入札（代理人によるものを除く。）
 - ⑬ 到達期間内に送付先に到達しなかった入札
 - ⑭ 到達期間内に必要書類がそろわなかった入札
 - ⑮ その他入札の条件に違反した入札

第7 開札

- 1 開札は、令和3年7月30日(金)午前10時00分より、名古屋市役所西庁舎12階西12C会議室にて行います。
- 2 ご希望があれば、開札の状況をご覧いただくことができます。
但し、開札日は入札書の投函はできません。必ず令和3年7月28日(木)までに書留又は簡易書留にて提出してください。
- 4 入札者のうち最低売却価格以上で最高価格の入札をした方を落札者とします。
- 5 最高価格の入札者が複数あるときは、後日くじにより落札者を決定します。（対象者には電話にて連絡します。）
- 6 落札者が権利を放棄した場合は、入札金額が最低売却価格以上のうちから、入札金額が高かった順に入札金額による買い付けの意思を確認し、希望があれば売却するものとします。
- 7 入札者には、開札後、参加した物件の入札結果（入札者数・落札者・落札金額）を郵送にて文書で通知します。
- 8 入札結果については、物件ごとに入札者数、落札者名及び落札金額を公社ホームページで公表します。但し、落札金額の公表については、落札者の同意が得られた場合に限ります。落札者には、開札後、公表の可否に関する同意書を提出していただきます。

第8 重要事項説明、契約の締結及び売買代金の納付

- 1 落札者には、入札終了後、速やかに「売却決定通知書」を送付し、契約手続等について協議します。
- 2 「売却決定通知書」の送付後、概ね2週間以内に宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第35条に基づく重要事項説明を行います。
- 3 重要事項説明の後、売買契約を締結します。なお、契約締結期限は令和3年9月10日（金）です。それまでに売買契約を締結しないときは、落札者の資格を取り消します。
- 4 売買契約及び所有権移転登記は申込者名義で行います。
* 契約書に使用する印鑑は実印になります。
- 5 売買代金の納付は、次のいずれかの方法によります。
 - ① 売買契約の締結と同時に売買代金の全額を納付する方法
 - ② 売買契約と同時に売買代金の1割相当額を手付金として納付し、契約日から原則20日以内（契約日の翌日を起算日とします。）に売買代金に手付金を充当した残額を納付する方法（手付金は解約手付とし、利子は付けないものとします。）
- 6 売買代金が期限までに納付されなかった場合は、契約を解除するものとし、この場合、納付された手付金は当公社に帰属します。
- 7 売買契約書に貼付する収入印紙は、契約者双方で折半することとします。
- 8 契約書（ひな形）は巻末に掲載してありますのでご確認ください。

第9 所有権移転等

- 1 所有権移転
売買代金の全額が納付されると同日に売却物件の所有権を移転します。
- 2 引渡し
 - ① 所有権の移転と同時に現況有姿で引渡しをします。
 - ② 契約不適合による責任は、引渡し後2年以内にその旨を通知する必要があります。
- 3 所有権移転登記
所有権移転登記の手続きは、所有権の移転後、買受者に行っていただきます。この場合に必要となる登録免許税等の費用は買受者の負担となります。なお、所有権移転登記に必要な書類は、当公社から買受者に交付します。

第10 土壌汚染調査等

- 1 土壌汚染調査
「物件番号：ま2」は、土壌汚染調査を行っております。申し込みをされる前に必ず内容を確認し、この調査内容等を了承した上で、入札にご参加ください。詳しくは、公社までお問い合わせください。
- 2 承諾書
承諾書の提出が別途必要です。承諾していただく内容は次のとおりです。
 - (1) 土壌の入換え・撤去を行う場合には買受人の負担において実施すること。
 - (2) 調査報告書にはない土壌汚染が発見された場合においても、土壌入換え費及び土壌汚染に係る機会損失・逸失利益の費用等の請求を行わないこと。
- 3 売買契約書
契約書に土壌汚染調査に係る確認事項として別途条項が追加されます。売買契約書（巻末）をご覧ください。

第 1 1 用途制限等

1 売買契約においては、次のとおり用途に関する禁止特約を付し、かつ、これに違反した場合は、売買代金の 2 割相当額の違約金を徴するものとします。また、契約を解除することになる場合もあります。

(1) 禁止用途

① 風俗営業の禁止

風俗営業及び性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用途

* 物件番号 全ての物件

(注) 風俗営業及び性風俗関連特殊営業は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項及び同条第 5 項に規定されています。

② 公序良俗に反する用途の禁止

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団又は法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等に指定されているものを利する用途に利用するなど、公序良俗に反する用途

* 物件番号 全ての物件

(2) 禁止期間

契約日から起算して 5 年を経過する日まで

2 談合等の不正行為により当社が被った金銭的被害については、損害賠償を請求します。

3 契約条件の履行状況を把握するため、当社は随時に売却物件を実地調査し、又は買受者に必要な報告を求めることができます。この場合、買受者にはこれにご協力していただかなければなりません。

第 1 2 先着順売払い

原則として、申し込み又は落札のなかった場合（落札後、契約に至らなかった場合も含みます。）については、次表のとおり、先着順にて受け付け、売却します。

受付期間	令和 3 年 8 月 18 日（水）から令和 4 年 3 月 31 日（木） （土曜日、日曜日、祝休日及び令和 3 年 12 月 25 日（土）～令和 4 年 1 月 4 日（火）を除く） 令和 3 年 8 月 19 日（木）から令和 4 年 3 月 31 日（木） 午前 10 時 00 分から午後 5 時 00 分まで
受付場所	公益財団法人名古屋まちづくり公社 総務部経営企画室 名古屋市中区丸の内二丁目 1 番 36 号 NUP・フジサワ丸の内ビル 5F 電話 (052)222-2315 ※先着順売払いは、持参により受付を行います。（郵送ではありません）
必要書類等	<ul style="list-style-type: none">・土地買受申込書・(個人の場合)住民票の写し 1 通<ul style="list-style-type: none">※個人番号（マイナンバー）の記載のないもの※「写し」とは、コピーのことではありません※発行後 1 ヶ月以内のもの※連名での申し込みの場合は、連名者全員のもの・(法人の場合)現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書 1 通<ul style="list-style-type: none">※発行後 1 ヶ月以内のもの・(法人の場合)法人役員等に関する調書・印鑑
注意事項	<ol style="list-style-type: none">① 受付開始時間の午前 10 時までに受付場所に同時に同一物件に複数の方の申し込みがあったときは抽選とします。② 内容は事前に公社ホームページ等でもお知らせします。詳細は、裏表紙記載の問合せ先へお尋ねください。③ 先着順のため、すでに売約済みの場合がありますので、ご了承ください。また、事情により受付期間中でも取り下げる場合がありますのでご了承ください。

